

町内会活動 Q & A ～最近寄せられているお問い合わせから～

八戸市連合町内会連絡協議会事務局に最近寄せられた質問や相談のうち、各町内会においても参考となりそうな事例を Q&A 形式でまとめましたので、ご活用ください。

Q 1 町内会未加入者に町内会加入のメリットをどのように説明すればよいか。

地域に住む方々が安全安心で快適に暮らせるためには、ごみ集積所の維持・管理や防災・防犯、高齢者や子どもの安全など、個人や家庭では解決することが難しい問題があります。これらの問題を解決するためには、公平で一律な行政サービスだけで対応することが難しくなっており、地域に住む方々がお互いに協力し、助け合うことが必要となっています。その主体となるのが、市民に最も身近なコミュニティ団体である町内会であり、日頃から地域の安全・安心を支える活動が行われています。

その上で、町内会に加入することにより、次のようなメリットがあります。

- 活動に参加することで、近所で顔見知りが増え、災害発生時などいざという時に助け合えます。
 - 道路・側溝の修繕や防犯灯の設置など、地域の困りごとを個人としてではなく、地域の総意として行政に相談できます。
 - 回覧板で、市広報に掲載されないような地域独自の行事やイベント、警察や学校等からの身近な生活情報などが入手できます。
 - 町内会活動は、自分が暮らすまちを良くしたいという最も身近なボランティア活動であり、地域の役に立っているという充実感が感じられます。
- など

(町内会の主な活動)

- ごみ集積所の設置・管理や清掃活動
- 暗い夜道を明るく照らす防犯灯の設置・維持管理
- 5 3 0 運動への参加や公園の清掃・草刈りなど地域の環境美化活動
- 日頃の防災訓練や災害発生時の援護活動
- 子どもたちの健全育成につながる子ども会活動
- 高齢者の見守りや敬老会など高齢者の支援活動
- 夏祭りや運動会、日帰り旅行や新年会など、ご近所同士の交流を深める親睦活動
- 回覧板やホームページによる地域の情報発信

Q2 町内会長を引き受けてくれる人がおらず、どうすればよいか。

町内会長を引き受ける人がいない理由の一つとして、様々な役職を兼務するなど町内会長の責任や負担が大きく、引き受けるのは難しいと感じている方が多いということが考えられます。

このため、町内によっては、会長の仕事内容を見直し、副会長等の役員の人数を増やして会長の仕事を分散したり、「会長代行」という形で複数人が会長職を務めるなど、一人の方に仕事や責任が集中しないような運営を行っている事例があります。

また、会長の業務内容や町内会の一年間の動きなどがマニュアル化されておらず、引継ぎがうまく行えないことを理由に会長を引き受けてもらえないケースも見られますので、町内会長業務マニュアルなどの書類を作成しておくことも大事です。

Q3 町内会長や役員のなり手がいないことや、会員数が激減して町内会を維持することが難しくなっており、解散を考えている。

町内会を解散した場合であっても、地域でのごみ集積所の設置や管理、防犯灯の維持管理など、住民の皆さんが安心して暮らせる環境を維持するためには住民同士の協力が不可欠です。このため、かつて一度町内会を解散した地域において、町内会の必要性に改めて気づき、再結成された例もあります。

もし、町内会を解散せざるを得ないような状況に陥っている場合は、市民連携推進課までご相談ください。

なお、町内会によっては、隣の町内会と合併することで解決した事例もあり、状況に応じて連合町内会の会長さんや隣接する町内会長さんへおつなぎし、一緒にご相談させていただく場合もあります。

Q4 町内会の回覧板で特定の政治家を応援するチラシを回覧してもよいか。

任意団体である町内会において会員の総意であれば、政治家の活動報告チラシを回覧板で回覧するなど、特定の政治家を支援する活動を行うことについては、禁止されるものではありません。

しかしながら、個人の思想・信条は尊重されるべきですので、政治的な活動内容については、町内会内で十分に話し合い、慎重に扱ってください。

なお、地方自治法第260条の2に基づき認可された町内会（認可地縁団体）は、同法において、「特定の政党のために利用してはならない」と規定されていますので、注意しなければなりません。

Q 5 災害時などの対応のため、町内会員の名簿を作成し、連絡網として全員に配布したり、回覧板で回覧してよいか。

町内会員の個人情報を収集する際に、その使用目的を明示した上で本人の同意を得た場合には、名簿や連絡網の作成は問題ありません。ただし、町内会も個人情報保護法の対象となるため、集めた個人情報の取扱いについては適切な管理が必要です。一般的には、会員全員に配布したり、回覧板で回覧することは、外部に情報が漏洩する可能性が高くなりますので、会長を含む一部の役員に留めるなど、必要最小限の範囲とするのが望ましいと考えられます。

Q 6 町内会費の使用方法について納得いかない部分があるが、市で指導してもらえないか。

町内会は住民自治組織であるため、活動内容や町内会費の取り扱いについて、市が指導することはできません。しかしながら、多くの皆さんから集めたお金であること、様々な考えをする方がいることへの配慮は必要と考えます。いずれにしましても、町内会の活動内容や会費の取り扱いに関する疑義は、総会等の町内会の集まりにおいて協議していただくこととなります。

Q 7 税金を払っているのだから、市が地域のことを全て行うべきではないか。

市民ニーズの多様化や、地域を取り巻く社会環境の変化などにより、市だけで地域の課題に対してきめ細かな対応をすることは難しくなっています。また、地域課題の解決には、地域で暮らす住民同士の話し合いや協力が不可欠なものもあります。

そこで、地域住民の最も身近なコミュニティ団体である町内会と、市が役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて取り組む「協働のまちづくり」が求められます。

行政と地域が協力して取り組むことで解決する課題もあることから、町内会や協働のまちづくりの必要性について、ご理解をいただけますよう、お願いします。